

道州制基本法骨子案について

＊堺屋案による「道州制基本法」(仮称) (2009《平成21年》年通常国会に、政府案として上程) および、2018《平成30》年に「道州制法」(仮称)を予定する案に賛成し、前者の内容および、その前後の推進事項に関する要討議事項を提示する。(金子仁洋氏他)

＊道州制基本法の骨子となるべき事項については、今後、地方の意見も反映しつつ、当懇談会において検討を進め、最終報告書に記載する。(河内山氏他)

⇒「政局を考えながら、臨機応変に対応しなければならない。(金子氏、堺屋氏) また、道州制論議が速度を速めることによって、地方分権を後押しすることにもなり、また来年の通常国会に政府案として上程するかどうかは別として、世論喚起の梃子となることから考えて、「骨子案」を作成しておくことには意義がある。(金子氏、篠崎氏)」(前々回のビジョン懇談会における大勢の意見⇒(12月22, 24, 25, 26日の審議実施となる)

＊「道州制基本法は、中間報告の内容に即して構成されるべきである」(川口氏他前回の多数意見)

＊道州制基本法の検討を進めることには反対である。拙速を避け世論の理解を求めていくべきではないか。(鎌田氏)

＊基本法の中味に関する認識が委員の間で異なっているようだが、基本理念とスケジュールを示すということでは取りまとめは可能であるし、それを世に問う意義も大きいのではないか。(佐々木氏)

＊道州制の議論を進めることが地方分権をないがしろにするという意見があるが、その理由がわからない。地方分権と道州制が対立するものでないことは、多くの委員が共有しているのではないか。(佐々木氏他)

道州制基本法骨子案

(以下の目的と理念は、「中間報告」から抽出した)

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、わが国の中央集権体制を転換し、時代に適応した新しい国のかたちをつくることを目的とする。

- 1、繁栄の拠点を多極化し、日本全体を活性化させるために、「道州制」を国の統治体制とすること。
- 2、国際競争力を強化するとともに、地域の経済・財政基盤を確立し、わが国を経済大国として世界の主要なプレーヤーとして存在しつづけることを可能にすること。
- 3、全国一律、画一的規格基準の中央集権体制を廃し、国の機能を国政にふさわしい分野に限定するとともに、自治立法権、自治行政権、自治財政権を十分に備えた地域政府を確立し、地域住民本位の地域づくりをおこなうこと。
- 4、受益者と負担者と決定者の距離が近くなる新たな国のかたちをつくることによって、地域住民のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある財政運営を可能にすること。
- 5、諸機能の各地域への分散と分担を図ることで、国家リスクを分散し、わが国全体の安全性を強化することが可能となること。

第二章 基本理念

(基本理念)

第二条

ここでいう「道州制」とは、次に掲げる事項を満たす新しい国のかたちをいう。

- 1、地方分権を極限まで推進し、かつ、国民が主体的にかかわりつつ、国民の意向を十分に重視して、現在の中央集権体制というかたちを改め、自己決定・自己責任のもと、地域が主体となって、自立した行政システムを確立し、地域住民のニーズ、切実な要望にきめ細かく応えられる統治体制に改めること。
- 2、国民一人ひとりが自助の精神をもち、地域の政治・行政に主体的に参加し、みずからの総意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりを行なえる統治体制であること。
- 3、補完性の原則、近接性の原則に基づき、地域住民が行なえることは地域住民が、地域住民が行ない得ないことを基礎自治体が、基礎自治体が行ない得ないことを道州が、道州が行ない得ないことを国が行なう統治体制であること。
- 4、国の権限や機能が真に国家としての存立に必要な分野に限定される統治体制であること。また、国と道州と基礎自治体は上下関係ではなく、平等の役割分担の統治体制であること。
- 5、既存の国の地方出先機関や都道府県の合併、再編を前提とせず、真に地域の生活や振興、地域住民が納得し満足する国のかたちを形成する統治体制であること。
- 6、国、道州、基礎自治体は、それぞれの役割に応じた財政需要を賄うに足る税源を持ち、また、道州間の財政調整にも配慮すること。

区割りの検討に関する基本方針（12/24 の討議結果）

- 1、道州の区域の決定にあたっては、透明性のある基準及び基本方針について、専門委員会において検討する。
- 2、基本方針については以下を考慮事項とする。
 - ①経済的、財政的自立が可能な規模
 - ②住民が帰属意識をもてるような地理的一体性
 - ③歴史・文化・風土の共通性
 - ④生活や経済面での交流
 - （⑤官民による広域ブロックの政策主体のエリア、については考慮すべきではあるが、①～④と並置する事項ではないと考える）
- 3、幅広く国民各界各層の意見を反映すること。
- 4、具体的な区域を定める際には、以下を考慮すること。
 - ①その道州の住民の意思を可能な限り尊重すること
 - ②道州の区域の設定は法律によること
 - ③道州制移行後においても区域の修正を可能とすること
- 5、具体的な道州の区割りについては、道州制基本法に基づくスケジュールを踏まえて最終的な段階で行うこと。

＊本日（12/25）議論していただきたいこと

税財政制度の検討に関する基本方針

（各委員の主な発言）

- ・ 中間報告には垂直的財政調整機能はない（堺屋氏）
- ・ 国の責任分野に関しては垂直調整も必要（河内山氏、高橋氏、太田氏）
- ・ 東京の取り扱いによって国税の規模、道州間格差が大きく変わる（堺屋氏）

＊明日（12/26）議論していただきたいこと

道州の機関等についての基本方針

＋

基本法以降のスケジュール

（各委員の主な発言）

- ・ 内閣は「道州制実施法」を制定（堺屋氏）
- ・ 道州制推進法（篠崎氏）
- ・ 政府による本格的検討機関の設置（篠崎氏）
- ・ 地方での公聴会や世論調査、世論形成（村上氏、河内山氏）
- ・ 道州制特区推進法の活用と改正（金子氏）
- ・ 内政基本法の制定（金子氏）
- ・ 道州と基礎自治体の関係（芦塚氏）
- ・ 道州制準備本部の設置（堺屋氏）
- ・ 道州制準備本部設立事務局の設置（堺屋氏）
- ・ 道州制準備本部の設置（堺屋氏）
- ・ 第三者からなる顧問会議の設置（堺屋氏）
- ・ 各道州に「道州制移管事務局」の設置（堺屋氏）

等

堺屋案

平成 21 (2009) 年度	道州制基本法、道州制準備本部設立事務局
22 (2010) 年度	道州制準備本部
23 (2011) 年度	
24 (2012) 年度	道州制実施法
25 (2013) 年度	道州設立準備会議（各道州毎）
26 (2014) 年度	道州設立準備会議の意見集約
27 (2015) 年度	道州制法（上会議の意見を入れる）
28 (2016) 年度	道州制移管事務局
29 (2017) 年度	
30 (2018) 年度	道州制完全実施

金子案

平成 21 (2009) 年度	道州制基本法、道州制特区推進法改正
22 (2010) 年度	
23 (2011) 年度	
24 (2012) 年度	内政基本法
25 (2013) 年度	
26 (2014) 年度	
27 (2015) 年度	
28 (2016) 年度	
29 (2017) 年度	
30 (2018) 年度	道州制法